年 組 氏名 さん

> 三水小学校学校長 桑原 文彦 (公印 省略)

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のう ち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「**発症し** た後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席 日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察 を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書 は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

治癒報告書

三水小学校長 様

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告 いたします。

記

疾患名	インフルエンザ				
発症日(咳・鼻水・発熱等の症状が出た日)		年	月	日	
解熱(平熱に下がった)した日		年	月	日	
登校開始日 ①②の両方とも満たしていること					
① 発熱等の症状が見られた <u>翌日</u> から5日経過		年	月	日	
② 解熱した翌日から2日経過					
医療機関受診日		年	月	B	
受診した医療機関名					
その他 (医師の指示等ありましたらご記入ください)					

年 月 日 保護者氏名 印

【発症日】 〇日目	一日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目